

ひまわり教室 学習指導員募集要項

1. 事業の趣旨

「ひまわり教室」では、放課後等の時間帯に、小中学校の教室を利用して、児童生徒が授業で学習したことの復習や前の学年の振り返りなどを、学習指導員の支援のもとに行います。自主的な学習の支援を通じて、子どもたちが分かることの喜び、勉強の楽しさを味わうことで、児童生徒の学習習慣の定着と基礎的・基本的な学習内容の定着につなげます。教員を目指す大学生はもちろんのこと、広く地域のみなさまに学習指導員としてご協力いただき、教職員との連携のもと、事業実施にあたっていただきます。

2. 活動内容

小学校3・4年生の算数科、中学校1～3年生の英語・数学科における児童生徒の放課後等を活用した自主的な学習の支援

- ※ 学習指導員1人につき、概ね5～6人の児童生徒の学習支援。講義形式ではなく、学校から出された宿題・ドリル・ワーク等を使用した自主学習において、児童生徒の質問への対応等を行っていただきます。また、教室の準備・片付け、教材準備、児童生徒の出欠管理等も行っていただきます。

3. 活動条件

(1)活動時間 週2回程度、1回1～2時間程度(目安時間帯は概ね15:00～17:00)

- ※ 詳細は北九州市教育委員会と実施校で調整します。1校当たり週2回程度、複数校での活動も可能です。

- ※ 中学校の長期休業期間中(夏休み、冬休み)は、3時間程度

(2)活動期間 小学校:6月～翌年2月、中学校:7月～翌年2月(予定)

- ※ 中学校のみ、夏休みや冬休み期間中の活動があります。

(3)活動場所 北九州市立小・中学校

【令和6年度実施校】

<小学校85校>

- 門司区** 大積、小森江、白野江、大里東、大里柳、西門司、萩ヶ丘、柄杓田、松ヶ江北、松ヶ江南、門司中央
- 小倉北区** 足立、足原、泉台、到津、井堀、今町、貴船、清水、小倉中央、桜丘、三郎丸、寿山、富野、中井、中島、日明、南丘
- 小倉南区** 市丸、合馬、長行、葛原、広徳、城野、新道寺、曾根、曾根東、田原、長尾、貫、沼、湯川、吉田、若園
- 若松区** 青葉、鴨生田、小石、くきのうみ、花房、深町、二島、若松中央
- 八幡東区** 祝町、枝光、大蔵、皿倉、高見、槻田、花尾、ひびきが丘
- 八幡西区** 赤坂、穴生、池田、永犬丸、永犬丸西、大原、折尾東、香月、楠橋、黒崎中央、上津役、竹末、筒井、塔野、中尾、鳴水、引野、星ヶ丘、本城、八枝
- 戸畑区** 一枝、大谷、天籟寺、戸畑中央、牧山

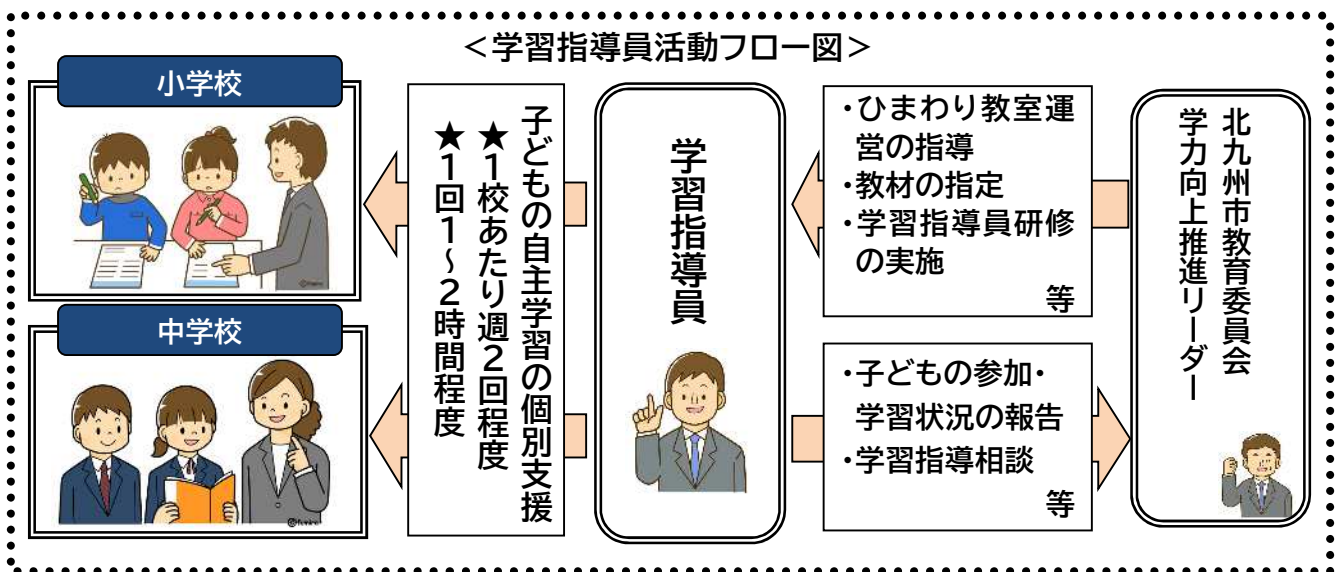
<中学校49校>

- 門司区** 東郷、戸ノ上、早鞆、松ヶ江、門司、柳西
- 小倉北区** 足立、菊陵、霧丘、思永、篠崎、白銀、富野、南小倉
- 小倉南区** 広徳、城南、菅生、東谷、南曾根、湯川、横代、吉田
- 若松区** 石峯、向洋、二島、若松
- 八幡東区** 枝光台、大蔵、尾倉、高見、中央、槻田、花尾
- 八幡西区** 浅川、穴生、沖田、折尾、香月、熊西、上津役、千代、則松、引野、本城、八児
- 戸畑区** 大谷、高生、飛幡、中原

- (4)報償費 小学校：1時間あたり1,100円
中学校：1時間あたり1,300円

※ 交通費はありません。有償ボランティアとなる為、北九州市との雇用関係にはなく、従事時間に対して報償費をお支払いします。月末締めで総支給額の3.063%を所得税及び復興特別所得税として源泉徴収した上で、本人名義の指定口座に、翌月末日頃に振り込みます。別途支払明細書を郵送します。また、1年間の支払金額や源泉所得税額等を記載した「源泉徴収票」を、翌年1月末頃までに発行します。

- (5)保険加入 活動中の事故に対応するため、傷害・賠償責任保険に一括加入します。保険料は北九州市が負担します。



4. 応募条件

本事業の趣旨を理解し、子どもたちの学習支援に理解と情熱を有する人。資格・免許・年齢は問わないが、特に学習支援をはじめ、子どもたちと関わった経験があることが望ましい。

※ 次の項目のいずれかに該当する場合は応募できません。学習指導員に決定した後に、該当することが判明した場合は、登録を抹消します。

- ① 禁錮以上の刑に処せられた人
- ② 地方公共団体で懲戒免職の処分を受けた人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」に該当する人

5. 応募手続

(1)応募方法

下記URLまたは二次元コードからアクセスし、電子申請にて必要事項を入力してください。ご応募いただいた後、面接があります。担当者から連絡がありますので面接日までに提出書類(次項(2))をご用意ください。書類選考及び面接後、ふさわしいと判断された方は、学習指導員として登録します。

URL: <https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure/8916327317189445830>



(2)提出書類

□ マイナンバーカード(両面)または 通知カードの写し

マイナンバーカードをお持ちでない方は運転免許証などの顔写真の確認できるものの写しをご用意ください。なお、提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

□ 通帳の写し (口座名義、銀行コード、支店コード、口座番号が確認できる頁の写し)

(3)その他

- ・ 児童生徒の学習活動の支援者としてふさわしい態度をとっていただくため、活動にあたっての留意事項をまとめた下記「子どもひまわり教室 学習指導員確認書」に同意の上、登録申請を行っていただきます。
- ・ 選考後、学習指導員登録をされた方は、本事業の趣旨や学習支援に関する研修会(5・6月を予定)に参加していただきます。
- ・ 応募は随時受け付けです。

6. 応募先及び問い合わせ先

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会 次世代教育推進課「子どもひまわり教室」係

電話: 093-582-3447

< 子どもひまわり教室 学習指導員確認書 >

私は子どもひまわり教室における学習指導員として学習支援をするにあたり、以下の内容に同意することを誓約します。

1. 子どもひまわり教室 (以下「ひまわり教室」という。)における学習指導員として、本事業の趣旨を理解し、北九州市教育委員会の管理下におかれるとともに、実施校の校長・教頭・その他教職員 (以下「教職員」という。)の指示に従い学校の規律を守り、本事業の目的を達成するために最大限の努力をするものとします。
2. ひまわり教室の活動を通じて知り得た児童生徒の個人情報その他一切の情報は、活動期間中、活動終了後を問わず、第三者に故意又は過失により開示、漏えい、又は自ら使用してはなりません。
3. 前項の他、個人情報に係る取り扱いについては、「北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例」(令和3.3.30 条例第2号)の規定に基づくものとします。
4. 申請内容に事実と異なる記載があった場合、学校の教育活動に携わるにふさわしくないと認められる行為があった場合、児童生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメント、その他、本市教育に対する重大な信用失墜行為をした場合は、登録を抹消します。
なお、当該行為が学習指導員の故意又は重大な過失による場合、当該学習指導員に賠償責任が生じる場合があります。また、児童生徒との個人的な連絡先等の交換及びひまわり教室開催時間以外の児童生徒との個人的な接触や連絡は決して行ってはなりません。
5. ひまわり教室での活動中は、北九州市教育委員会が指定する者と連携して児童生徒の安全確保に努め、事故が発生又は発生するおそれのある時は、速やかに教職員及び北九州市教育委員会に報告するものとします。
6. 北九州市暴力団排除条例に基づき、北九州市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しているか否かについて、官公庁への照会を行います。この結果、排除対象であることが判明した場合は、指導員として活動することはできません。
7. 万一、活動に際して事故が発生した場合は、保険により定められた範囲において保障されます。なお、保険加入手続き・保険料の負担は北九州市が行います。